

《概要》

次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）とは、わが国における急速な少子化の進行等を踏まえて次の取組みを推進していくために、国の基本理念及び行動計画策定指針を定め、これらを推進する地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に実施していくために必要な措置を講じるための法律です。

～次世代法で推進していく内容～

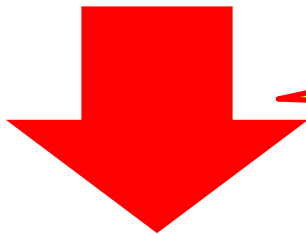
- ◆ 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するための迅速かつ重点的な次世代育成支援対策
- ◆ 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間にわたる集中的・計画的な取組

《対象とする範囲》

18歳未満の児童 ← 子ども・子育て支援事業計画で想定している範囲よりも広い

《期間》

平成17年4月～平成27年3月までの10年間の時限立法



子ども・子育て支援事業計画と同時並行で
少子化対策、次世代育成支援対策を実施

今年度末（平成26年度末）で失効してしまう現在の次世代育成支援対策推進法の
一部を改正し、10年間の延長が決定（平成27年4月～平成37年3月まで）

次世代育成支援対策推進法改正のポイント

行動計画の策定指針

国が、地方公共団体・事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

(例) 一般事業主行動計画：計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

10年延長

内容を
充実・強化

現行の認定
制度の充実

地方公共団体行動計画の策定

①市町村行動計画

②都道府県行動計画

⇒ 地域住民の意見の反映

労使の参画

計画の内容・実施状況の公表

定期的な評価・見直し 等

事業主等行動計画の策定

①一般事業主行動計画（企業等）

・大企業（301人以上）：義務

・中小企業（300人以下）：義務

・中小企業（100人以下）：努力

⇒一定の基準を満たした企業を認定

・くるみんマーク

②特定事業主行動計画（国・地方公共団体）

・策定・公表

新たな認定（特例
認定）制度の創設

↓
計画の策定・届出
に代わる実績
公表の枠組みの
追加

施策・取組みへの協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

・都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

・事業主団体等による情報提供、相談等の実施

今回の改正法による改正内容

今後の省令及び指針の見直しに係る検討内容